

○那覇市霊園条例施行規則

平成25年12月27日

規則第86号

那覇市霊園条例施行規則(昭和47年那覇市規則第47号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市霊園条例(平成25年那覇市条例第51号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開園時間等)

第2条 那覇市識名霊園の開園時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に閉園することができる。

(公募)

第3条 市長は、墳墓地、合葬用納骨室、短期収蔵納骨室及び南納骨堂の使用については、次に掲げる事項を明示して、これらの施設を使用しようとする者を公募するものとする。

- (1) 申込方法
- (2) 申込期間
- (3) 申込資格
- (4) 公募する施設の区分及び数
- (5) 使用料の額
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、市長は、公募によることが適当でないと認めるときは、当該公募をしないことができる。

(使用予定者の決定等)

第4条 市長は、前条第1項の規定による公募において、使用の申込みをした者(この条において「申込者」という。)の数が公募した施設に係る募集数を超えるときは、当該申込者のうちから抽選により使用予定者を決定する。この場合において、補欠の使用予定者及びその順位を抽選により決定することができる。

2 市長は、申込者の数が公募した施設に係る募集数を超えないときは、当該申込者を使用予定者として決定する。

3 市長は、使用予定者が市長の指定する期日までに条例第5条第1項の許可の申請をしなかったとき、又は使用予定者が条例第6条に掲げる要件に該当しないことが明らかになったときは、第1項の規定による使用予定者の決定を取り消すものとする。

4 市長は、前項の規定による取消しがあった場合は、補欠の使用予定者をその順位に従い、使用予定者として決定する。

(使用位置の指定)

第5条 使用予定者が使用することとなる霊園施設の位置は、市長が指定する。

(使用の許可の申請)

第6条 条例第5条第1項の許可の申請は、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の中欄に掲げる申請書に同表の右欄に掲げる書類を添えて行うものとする。

施設	申請書	添付書類
墳墓地	那覇市霊園墳墓地使用許可申請書	(1) 戸籍謄本
合葬式墓地(合葬室の生前予約の場合を除く。)	那覇市民共同墓合葬式墓地使用許可申請書	(2) 火葬許可証又は改葬許可証
短期収蔵納骨室及び南納骨堂(以下これらを「納骨堂等」という。)	那覇市納骨堂等使用許可申請書	(3) その他市長が必要と認める書類
合葬室(生前予約の場合に限る。)	那覇市民共同墓合葬室生前予約使用許可申請書	(1) 戸籍謄本 (2) その他市長が必要と認める書類
参拝室	那覇市民共同墓参拝室使用許可申請書	

2 参拝室について前項の申請をするときは、次条第1号から第4号までに定めるいずれかの使用許可証を提示するものとする。

(使用許可証)

第7条 条例第5条第3項の使用許可証は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 墳墓地 那覇市霊園墳墓地使用許可証
- (2) 合葬式墓地(合葬室の生前予約の場合を除く。) 那覇市民共同墓合葬式墓地使用許可証
- (3) 納骨堂等 那覇市納骨堂等使用許可証
- (4) 合葬室(生前予約の場合に限る。) 那覇市民共同墓合葬室生前予約使用許可証
- (5) 参拝室 那覇市民共同墓参拝室使用許可証

(使用期間の変更等)

第8条 条例第7条第2項の許可の申請は、那覇市合葬用納骨室使用期間変更許可申請書に那覇市民共同墓合葬式墓地使用許可証を添えて、使用期間の満了日の10日前までに行うものとする。

2 条例第7条第3項の許可の申請は、那覇市納骨堂等使用許可申請書に那覇市納骨堂等使用許可証を添えて、使用期間の満了日の前日までに行うものとする。

(南納骨堂の使用料)

第9条 条例別表の規則で定める額は、納骨壇の位置が第1段目及び第2段目にあつては18,900円、第3段目にあつては17,850円、第4段目にあつては16,800円とする。

(使用料の還付)

第10条 条例第8条第3項ただし書の規定より使用料を還付することができる場合及びその額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 霊園施設を使用することなく、条例第22条第2号又は第3号本文に規定する期間の満了前に当該霊園施設を返還した場合 使用料の2分の1の額
- (2) その他市長が必要と認める場合 市長が必要と認める額

2 条例第8条第3項ただし書の規定による使用料の還付の申請は、那覇市霊園施設使用料還付申請書に市長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

(使用料の減免)

第11条 条例第9条の規定により使用料を減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 条例第9条第1号又は第2号の規定に該当するとき 全額
- (2) 条例第9条第3号の規定に該当するとき 市長が必要と認める額

2 条例第9条の規定による使用料の減免の申請は、那覇市霊園施設使用料減免申請書に市長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

(使用の制限)

第12条 市民共同墓(参拝室を除く。)には、次に掲げる場合を除き、立ち入ることができない。

- (1) 合葬用納骨室に焼骨を埋蔵するとき。
- (2) 市長が特に必要があると認めるとき。

(使用権の承継の申請)

第13条 条例第12条の許可の申請は、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の中欄に掲げる申請書に同表の右欄に掲げる書類を添えて行うものとする。

施設	申請書	添付書類
墳墓地	那覇市霊園墳墓地使用権承継許可申請書	(1) 使用許可証
合葬式墓地	那覇市合葬式墓地使用権承継許可申請書	(2) 戸籍謄本
納骨堂等	那覇市納骨堂等使用権承継許可申請書	(3) その他市長が必要と認める書類

(墳墓の工事)

第14条 条例第13条第1項の承認の申請は、墳墓工事承認申請書にその計画図及び工事場所を明示した関係書類を添えて行うものとする。

2 条例第13条第4項の規定による届出は、工事着手・完了届により行うものとする。

(設備の制限)

第15条 条例第13条第2項の規則で定める基準は、使用墳墓の高さは2.8メートル以内とし、囲障の高さは0.8メートル以内とする。この場合において、これらの高さとは、地盤面から設備の最高部までをいう。

(霊園の一時使用)

第16条 条例第14条の許可の申請は、那覇市霊園土地一時使用許可申請書により行うものとする。

(埋蔵等の手続)

第17条 条例第15条の承認の申請は、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の中欄に掲げる申請書に同表の右欄に掲げる書類を添えて行うものとする。

施設	申請書	添付書類
墳墓地	那覇市霊園墳墓地焼骨(埋蔵・改葬)承認申請書	火葬許可証又は改葬許可証
合葬式墓地	那覇市合葬式墓地焼骨(埋蔵・改葬)承認申請書	
納骨堂等	那覇市納骨堂等焼骨(収蔵・返還)承認申請書	

(焼骨の容器の基準)

第18条 条例第16条第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 形状は、水平な場所に置いたときに安定するものであること。
- (2) 大きさは、次のとおりとする。

ア 1体用又は2体用納骨壇を使用する場合は、幅及び奥行きがそれぞれ29センチメートル以下、高さが36センチメートル以下であること。

イ 特殊壇を使用する場合は、幅が47センチメートル以下、奥行きが29センチメートル以下、高さが76センチメートル以下であること。

- (3) 材質は、陶磁器その他の焼骨の埋蔵又は収蔵に適したものであること。
- (4) 骨箱、骨覆等の外装を施していないこと。ただし、短期収蔵納骨室に収蔵する場合であって、外装を施した状態で第2号に定める基準を満たすときは、この限りでない。

(施設変更)

第19条 条例第18条第1項の承認の申請は、那覇市合葬式墓地施設変更承認申請書に那覇市民共同墓合葬式墓地使用許可証を添えて行うものとする。

2 条例第18条第2項の承認の申請は、那覇市南納骨堂納骨壇位置変更承認申請書に那覇市納骨堂等使用許可証を添えて行うものとする。この場合において、当該申請が競合したときは、抽選により使用者を決定する。

3 条例第5条第3項の規定は、条例第18条の承認をした場合に準用する。

(変更等の届出)

第20条 条例第19条の規定による届出は、次の表の左欄に掲げる規定の区分に応じ、同表の中欄に掲げる申請書に同表の右欄に掲げる書類を添えて行うものとする。

区分	申請書	添付書類
条例第19条第1号	那覇市霊園施設使用許可証記載事項変更届	(1) 使用許可証

		(2) その他市長が必要と認める書類
条例第19条第2号	那覇市霊園施設返還届	使用許可証

(使用許可証の再交付)

第21条 条例第20条第2項の再交付の申請は、那覇市霊園施設使用許可証再交付申請書により行うものとする。この場合において、当該再交付の原因が毀損によるときは、当該毀損した使用許可証を添えるものとする。

(様式)

第22条 この規則の規定による別表に掲げる文書の様式は、市長が定める。

(補則)

第23条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。

(那覇市識名霊園付属納骨堂条例施行規則の廃止)

2 那覇市識名霊園付属納骨堂条例施行規則(1957年那覇市規則第18号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際、現に改正前の那覇市霊園条例施行規則又は前項の規定による廃止前の那覇市識名霊園付属納骨堂条例施行規則の規定により作成されている様式は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

別表(第22条関係)

番号	文書の名称	根拠条項
1	那覇市霊園墳墓地使用許可申請書	第6条第1項
2	那覇市民共同墓合葬式墓地使用許可申請書	第6条第1項
3	那覇市納骨堂等使用許可申請書	第6条第1項
4	那覇市民共同墓合葬室生前予約使用許可申請書	第6条第1項
5	那覇市民共同墓参拝室使用許可申請書	第6条第1項
6	那覇市霊園墳墓地使用許可証	第7条
7	那覇市民共同墓合葬式墓地使用許可証	第7条
8	那覇市納骨堂等使用許可証	第7条
9	那覇市民共同墓合葬室生前予約使用許可証	第7条
10	那覇市民共同墓参拝室使用許可証	第7条
11	那覇市合葬用納骨室使用期間変更許可申請書	第8条第1項
12	那覇市霊園施設使用料還付申請書	第10条第2項

13	那霸市靈園施設使用料減免申請書	第11条第2項
14	那霸市靈園墳墓地使用権承継許可申請書	第13条
15	那霸市合葬式墓地使用権承継許可申請書	第13条
16	那霸市納骨堂等使用権承継許可申請書	第13条
17	墳墓工事承認申請書	第14条第1項
18	工事着手・完了届	第14条第2項
19	那霸市靈園土地一時使用許可申請書	第16条
20	那霸市靈園墳墓地焼骨(埋蔵・改葬)承認申請書	第17条
21	那霸市合葬式墓地焼骨(埋蔵・改葬)承認申請書	第17条
22	那霸市納骨堂等焼骨(収蔵・返還)承認申請書	第17条
23	那霸市合葬式墓地施設変更承認申請書	第19条第1項
24	那霸市南納骨堂納骨壇位置変更承認申請書	第19条第2項
25	那霸市靈園施設使用許可証記載事項変更届	第20条
26	那霸市靈園施設返還届	第20条
27	那霸市靈園施設使用許可証再交付申請書	第21条